

いわき市週休2日等確保工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を確保するため、いわき市が発注する建設工事において週休2日等確保工事（以下、「確保工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、土日に限らず、4週8休(現場閉所率28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日現場閉所とする「完全週休2日」とは異なる。
- (2) 「週休2日交替制」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら所定の休日率が4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28.5%以上の水準の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- (3) 「完全週休2日」とは、対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。
- (4) 「週休2日等」とは、「週休2日」、「週休2日交替制」及び「完全週休2日」のいずれかをいう。
- (5) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。
- (6) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (8) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日等に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、本市発注の工事すべてとする。ただし、緊急性のある工事又は工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される

工事を除くものとする。

なお、確保工事の対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることが出来る。

(実施方法等)

第4条 確保工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「福島県土木部 週休2日等工事試行要領(以下、県要領)」に規定する以下の各編に基づき、実施するものとする。

福島県土木部 週休2日等工事試行要領(各編)	
土木工事	第Ⅰ編「週休2日確保モデル工事」試行要領(以下、第Ⅰ編) 第Ⅱ編「週休2日交替制工事」試行要領(以下、第Ⅱ編) 第Ⅲ編「完全週休2日工事」試行要領(以下、第Ⅲ編) 【運用】 「週休2日等工事試行要領 第Ⅰ編～第Ⅲ編(土木工事、港湾漁港工事編)」の運用
建築工事	第Ⅳ編「週休2日促進工事」試行要領(以下、第Ⅳ編) 第Ⅴ編「週休2日交替制促進工事」試行要領(以下、第Ⅴ編) 第Ⅵ編「完全週休2日促進工事」試行要領(以下、第Ⅵ編) 【運用】 「週休2日等工事施行要領 第Ⅳ編～第Ⅵ編(建築関係工事編)」の運用

※第Ⅰ編、第Ⅲ編、第Ⅳ編、第Ⅵ編を「現場閉所型」、第Ⅱ編、第Ⅴ編を「交替制型」とする

※現場閉所型を実施する場合は「閉所計画・閉所実績(様式1)」を使用できるものとする。

※実施証明書は発行しない。

(積算方法等)

第5条 確保工事の設計価格については、県要領に基づき積算するものとする。

(特記仕様書等)

第6条 確保工事については、発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、第1評定「5. 創意工夫」「その他」の項目で、加點評価を行う。
- (2) 受注者の責により4週8休の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ. 施工管理」において「d」判定とし、第2評定の「2. 施工状況」「Ⅱ. 工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」とする。(減點評価)
- (3) 令和8年3月までに起工する工事の減點評価は行わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、県要領に基づくほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は令和6年8月15日から適用し、「いわき市週休2日確保工事実施要領(令和6年3月1日制定)」は、廃止する。

附 則

この要領は令和7年1月28日から適用する。

様式1 (第4条関係)

様式1									
閉所計画・閉所実績書									
対象年度							2025	年度	
提出日									
工事名									
受注者									
工期									
対象期間									
月別	計画			実績			備考 (対象外の期間等)	月単位	
	閉所日数	対象日数	閉所率	閉所日数	対象日数	計			
令7年4月									
令7年5月									
令7年6月									
令7年7月									
令7年8月									
令7年9月									
令7年10月									
令7年11月									
令7年12月									
令8年1月									
令8年2月									
令8年3月									
累計							月単位		
	計画			実績			通期		
<p>【作成要領】</p> <p>(1) 確保工事に取り組む場合、受注者は、施工計画時の週休2日を確保した工程表に基づき、対象期間内の閉所日、対象日を監督員と協議し決定する。</p> <p>(2) 閉所日、対象日の計画決定後、月ごとの別シート(以降、別シート)に予定を入力し「閉所計画・閉所実績書」(以降、「本書」)を作成する。</p> <p>(3) 閉所計画作成後、本書に別シートを添付し監督員に提出する</p> <p>(4) 着手日以降、別シートの閉所実施日欄への入力を進め、本書と併せ、毎月監督員に提出する。 なお、計画と異なった場合は「現場閉所計画と現場閉所実績に差異がある場合等に記載」の欄に、理由を記載する。</p>									

現場閉所実績書(月別シート)				○：閉所 ●：現場休息 ◎：振替閉所 -：対象期間外 天：雨天等による閉所	
工事名：		●●●●●●●●●●工事			
受注者名：		○○○○○工業(株)			
工期：		令和○年○月○日～令和○年○月○日			
令和7年7月					
月日	曜日	現場閉所 計画日	現場閉所 実施日	現場閉所計画と現場閉所実績に 差異がある場合等に記載	祝祭日記入
○月1日	火				
○月2日	水				
○月3日	木				
○月4日	金				
○月5日	土				
○月6日	日				
○月7日	月				
○月8日	火				
○月9日	水				
○月10日	木				
○月11日	金				
○月12日	土				
○月13日	日				
○月14日	月				
○月15日	火				
○月16日	水				
○月17日	木				
○月18日	金				
○月19日	土				
○月20日	日				
○月21日	月				
○月22日	火				
○月23日	水				
○月24日	木				
○月25日	金				
○月26日	土				
○月27日	日				
○月28日	月				
○月29日	火				
○月30日	水				
○月31日	木				
現場閉所日数		○	○		
対象期間		○	○		
閉所率		○%	○%		
土日数	○				
土日率	○%				
					達成度の判定